

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

7

[令和5年]**2023**

No.351



風屋ダム

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

山下 真 奈良県知事を表敬訪問

令和5年6月12日（月）、山下 真 奈良県知事を表敬訪問し、塚本哲夫会長と清水益成副会長が就任のお祝いを述べ、トラック業界の現状等について報告しました。



▲写真中央が山下 真 知事

山下 真 奈良県知事を表敬訪問	巻頭
定時総会	2
通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部	6
理事会	7
奈良県警察本部 交通規制課を訪問	8
大和西大寺駅北側ロータリーに荷捌き専用スペース ...	9
山下 真 奈良県知事から優良従業員表彰受賞	10

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	11
-----------	--------------------	----

■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ	13
	クールワークキャンペーン	14

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	16
	軽油価格調査集計表(2023年4月)	17

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	18
---------	----------------------	----

■ 奈ト協から	7月・8月の行事(予定)表	20
	トラックの構造上の特性	21
	事業用自動車事故事例No.95	22
	適正化事業・巡回指導報告書	23
	KIT事業の案内	24
	優秀運転者顕章候補者のご推薦について	25
	トラックドライバー競技会出場選手募集について	28
	安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について ...	30

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	31
------------	---------------------	----

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	34
-------------	----------------------	----

奈良マラソン実行委員会 来訪	巻末
----------------------	----

第50回定時総会 公益社団法人 奈良県トラック協会

日時：令和5年5月29日(月) 午後1時～

場所：ザ 橿原

会員総数 504名 出席者 407名 (委任状 295名 議決権行使書 39名 含む)

(最終)

「2024年問題」への対応は、労働時間の適正な把握から



▲塚本会長



塚本会長は冒頭、「働き方改革関連法の目玉として時間外労働の上限規制が導入されるといわれ、トラックはまだ5年あると話していたが、いよいよ1年を切った。「2024年問題」への対応は、労働時間の適正な把握から始まる。協会は、輸送の安全を最優先課題と位置づけ、事業用トラックによる交通事故防止対策セミナーの開催や地域の

子ども、高齢者、更に自転車利用者に対し、交通安全啓発活動を推進してきた。災害時緊急輸送対策では、奈良県との協定に基づき『災害物流専門家』の紹介、派遣について研修を行い、育成することができた。この専門家研修は引き続き行うこととしている。公益社団法人に移行して10年、積極的に公益目的事業を推進することにより、不特

定かつ多数の方々の利益の増進に寄与している。燃料価格高騰の影響を受けた中小の貨物運送事業者に対し、事業継続及び改善を支援して頂くため、県からの補助金交付を受け、安心して事業に取り組むことができたことに感謝申し上げる」とあいさつ。奈良働き方改革推進支援センターの説明のあと議事に入りました。



▲来賓の方々

総会

(1)議長選出

定款第19条により、塚本会長を議長に選出。

(2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることを報告。

(3)議事録署名人の選任

定款第24条により、塚本議長、辻本健治理事（中西運輸株式会社）、山崎和哉理事（株式会社カドラスエクスプレス）を選任。

(4)議事

第1号議案

令和4年度事業報告及び決算承認に関する件 監査報告。

第1号議案について中林専務理事より事業報告、松村常務理事より決算について説明が行われたあと、阪井監事から監査報告があり、第1号議案承認。

第2号議案

役員の選任に関する件
定款第25条による理事・監

事を選任する規定を松村常務理事から説明。吉村相談役が役員候補者推薦名簿に基づき、各候補者ごとに決議を行い、全候補者を役員として承認。

(5)報告

①令和5年度事業計画及び収支予算に関する件

2月24日の第287回理事会で承認済みであり、総会資料の通りであると報告した。



優良従業員表彰

運転者45名、一般従業員11名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者及び一般従業員の方々を（公社）奈良県トラック協会の会長名で表彰した。運転者部門は45名、一般従業員部門は11名の方々が表彰され、代表して中川大豪氏（㈱辻本運送）が表彰状を授与されました。



▲代表して優良従業員の表彰状を受ける中川大豪さん

来賓の方々から祝辞をいただきました。

《近畿運輸局 北川 健司 自動車交通部長》



多くの業界で人手不足が喫緊の課題。物流業界においてはこれに加えて2024年問題もある。国土交通省では経済産業省や農

林水産省とともに持続可能な物流実現に向けた検討会を開催。荷主企業、物流事業者が連携して物流の改善に取組み、契約条件の明確化、下請構造の是正について検討を行っている。本年3月には2024年問題の対応として、我が国物流の革新に関する関係閣僚会議が開催され、6月上旬に対策を盛り込んだパッケージが取りまとめられる予定。このような中、近畿運輸局としては2024年問題を乗り越えるため、標準的な運賃制度に基づいてトラック事業者の方々が

荷主交渉を進めて適正な運賃を収受できるよう、関係機関で連携して対応していきたい。奈良県トラック協会においては積極的に標準的な運賃の届け率の向上に努めていただき、4月末の届け率が64.2%で全国の55.8%を大きく上回っている。2024年4月まで1年を切っている状況で、トラック事業者の方々が適正なコストを転嫁できるよう引き続きご協力ご支援たまわりたい。

《奈良県 森本壮一 産業・観光・雇用振興部長》



新型コロナウイルス感染症も収束に向かっているが、急激な円安、原材料やエネルギー価格

の高騰などの影響が続いている。昨年度、本県では奈良県トラック協会にも多大なご協力を頂き、原油価格高騰の影響を大きく受ける運送業界の事業継続などを支援したところではあるが、依然として厳しい経営環境が続いており、先行きが見通せない。奈良財務事務所が発表した今年4月の県内経済情勢報告によると県内経済は持ち直しているが、先行きについては物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に注意を

要するとの状況。加えて2024年問題への対応も必要で、ただでさえ人材不足にご苦労しているなか更なる対応に迫られている。県としてもともに県民生活に欠かせない運輸事業の振興に対して引き続き支援していきたい。県では県内産業の活性化や地域雇用対策にも引き続き全力で取り組んで参りたい。引き続き皆様のご支援とご協力をお願いしたい。

《奈良県警察本部 今村 浩三 交通部参事官》



昨日現在、県内では交通事故により7名亡くなっている。前年比-7名。死者は減っているが、交通事故総量と重傷者が増えており、県内のあらゆるところで重大事故が起きている。そんななか7月1日からあらたなモビリティが公道を走るようになる。特定小型電動機付自転車である。16才以上であれば、免許なしでも乗れるので交

通ルールをよく知らない方が電動キックボードで車道上を走れるようになる。車体が小さくトラックからは見づらい、一方歩行者には危険性が増す。従業員の方にこの乗り物に対する安全対策、教育が必要。専門店やネットで簡単に購入できるのであらたなモビリティが走り出すことに対する意識の向上をお願いしたい。

奈良働き方改革推進支援センターからのお知らせ

センター長 安岡香織氏 プランナー 松岡憲司氏



厚生労働省の委託を受け、中小企業の働き方改革を支援する取り組みを行っている。昨年に続いて奈良県トラック協会と協働

してセミナーと個別相談会を4回程度開催する予定。厚生労働省が中心になってまとめた「グッドプラクティス」という成功事例集に掲載された奈良県合同陸運株式会社の奥田社長の事例発表が第1弾で7月11日。そのあと個別相談会を設けている。2回目は9月13日、労働時間管理と賃金についてセミナーと個別相談会を開催。3回

目は同じテーマで10月18日、4回目は12月6日、改善基準告示解説のセミナーと個別相談会を開催。電話での相談は月～金の9時～18時、無料での訪問コンサルティングも受け付けている。電話番号はフリーダイヤル0120-414-811（奈良県社会保険労務士会館2階）お気軽に利用して下さい。

会長に塚本哲夫氏を再任

総会後、第290回理事会を行い、塚本哲夫氏を会長に再任したほか、副会長4人も再任されました。2023年度の役員は以下の通りです。



▲塚本哲夫会長（中央）と左から副会長の萩原良介氏、中秀夫氏、清水益成氏、森本禎男氏

2023年度 役員

役職名	氏 名
会 長	塚 本 哲 夫
副 会 長	清 水 益 成
〃	中 秀 夫
〃	森 本 禎 男
〃	萩 原 良 介
理 事	谷 口 美 雄
〃	那 須 博 幸
〃	廣 瀬 久 雄
〃	中 西 啓 二
〃	巽 富美男
〃	吉 岡 幹 自
〃	吉 岡 正 樹
〃	乾 浩 之
〃	中 谷 真 介
〃	辻 本 健 治
〃	西 川 直 利

役職名	氏 名
〃	竹 長 至 暁
〃	森 本 好 美
〃	西 川 武 志
〃	辰 己 千 里
〃	上 田 信 浩
〃	櫻 本 貴 大
〃	山 崎 和 哉
〃	原 口 美咲子（新任）
〃	岸 元 寿一郎（新任）
〃	山 口 滋
専務理事	中 林 利 光
常務理事	松 村 久美子
監 事	阪 井 紘 行
〃	壺 井 和 子
〃	東 口 哲 夫

第61回通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部

日時：令和5年5月29日(月) 午後2時40分～
場所：ザ 橿原

会員総数 502名 出席者 348名 (委任状 287名 含む)

(最終)



すべての労働者の健康と安全確保を 《奈良労働局 能勢大藏 労働基準部健康安全課長》

奈良県内の労働災害の状況について令和4年の件数は新型コロナウイルス関連で大きく増えたが、これを除くと逆に約8%のマイナスになる。多くの業種で減っている中、道路貨物運送事業が主要業種の中で唯一増えている。県下では12%程度の増。第14次労働災害防止計画に自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発や転倒・腰痛といっ

た作業行動災害の防止など8つの重点項目があるが、その中の業種別労働災害防止対策の推進のため陸上貨物運送業の事業所に対して荷役作業における安全ガイドラインの一層の周知を進めていきたい。荷主の方にいかに理解してもらうかが重要。労働時間関係の改善基準告示についても同じく荷主の理解が大切。来年2月からは法改正によ

り、2t以上のトラックで荷を積み卸す作業を行う時には昇降設備を用意し、保護帽の着用が義務付けられる。テールゲートリフターを使う際も保護帽の着用が義務化され、作業への特別教育が必要。すべて労働者の健康と安全確保のためにあるのでご理解を頂きたい。

議事

1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることが報告されました。

2. 議事録署名人の選任

塚本支部長が議長を務め、議事録署名人に東口監事を選任し、承認されました。

3. 議事

第1号議案

令和4年度事業報告及び収支決算報告の件 監査報告

事務局から令和4年度事業報告及び収支決算報告が

行われたあと、東口監事より「事業報告書・収支決算書及び貸借対照表について諸帳簿並びに証拠書類と対照監査の結果、適法正確であることを認めます」と報告があり、承認されました。

第2号議案

令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

事務局から令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画の初年度

として、災害防止対策に取り組むと説明があり、承認されました。

主要対策の9項目は下記の通り。

- ①荷役運搬作業の安全の確保
- ②交通労働災害の防止
- ③健康確保対策の推進
- ④事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
- ⑤安全衛生教育の徹底
- ⑥安全衛生意識の高揚
- ⑦調査研究活動等の推進
- ⑧協会活動・組織の充実強化等
- ⑨関係機関との連携強化

第289回 理事会

日時：令和5年5月29日(月) 午前11時30分～

場所：ザ 樫原 2階 浄御原・明日香の間

理事総数 26名 出席 23名 欠席 3名

総会の議事進行等について

冒頭、塚本哲夫会長は「(会長を) 4年させていただき、本日は役員改選。2年目と3年目はウェブ会議や書面決議などで思った活動がなかなかできなかった。最近になって初年度の忙しさを取り戻すようにあちこち走り回っている。奈良県知事も変わり、あらためて気を引き締めてがんばっていきたい」とあいさつ。議事に入りました。



議 事

審議事項はなく報告事項は次の通りです。

(1) 第50回定時総会の議事進行について

第50回定時総会のタイムスケジュール、来賓、会長表彰、議事等の次第について事務局から報告。

(2) 令和5年度役員選考委員会の報告について

去る4月28日の令和5年度

役員選考委員会で決定した理事候補者を定時総会に推薦することを報告。

(3) 御所市長からの感謝状受賞について

長年にわたって交通事故防止のため啓発品の寄贈等、交通安全の向上に寄与したことに感謝状を頂いたと報告。

(4) 会員の退会について

1社が退会

退会 (株) ケイズ

これにより会員総数504社

出席されたのは次のみなさんです (社名・敬称略)

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本 (禎)、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村

専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・那須・廣瀬・中西・巽・吉岡 (幹)・吉岡 (正)・中谷・辻本・西川 (直)・竹長・森本 (好)・西川 (武)・辰己・山崎・山口

奈良県警察本部 交通規制課を訪問

日時：令和5年5月22日(月) 午前
場所：奈良県警察本部 交通規制課

トラックの荷捌き施設が整備されたことに伴い、奈良県トラック協会（会長 塚本哲夫）は、全日本運輸産業労働組合連合会 奈良県連合会 浦久保幸浩執行委員長、同 藤野九一書記長とともに、奈良県警察本部 交通部交通規制課を訪問し、ご支援を頂いたことに対し謝意を伝えました。

浦久保書課長が、「安全への取り組みを進めている中、大和西大寺駅前、ＪＲ大和郡山駅東側に荷捌き施設を整備していただいたおかげで、車の死角を減らせるよう頭から入り、頭から出て行けるようになっている。」と話をしました。

玉垣潔士 交通規制課長は、「難しい面もあるが、交通の安全と円滑を確保するため、道路管理者等に荷捌きスペースの整備を働き掛けるなど、今後も積極的に取り組んでいく。」と応えられました。



▲写真左から浦久保幸浩 執行委員長、藤野九一 書記長、玉垣潔士 交通規制課長

*写真撮影のためマスクを外しております。

大和西大寺駅北側ロータリーに荷捌き専用スペース

日時：令和5年5月22日(月) 午後3時～

場所：全日本運輸産業労働組合連合会 奈良県連合会（大和郡山市今国府町）

インタビュー

スペース設置に奔走した運輸労連役員に聞く

浦久保幸浩 氏（運輸労連 奈良県連合会 執行委員長）

藤野 九一 氏（ 〃 〃 書記長）



▲藤野さん(左)と浦久保さん

今春、大和西大寺駅北側のロータリー内に貨物トラックが荷捌きするための駐車スペースが設けられて使えるようになりました。スペースができるまでには全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）の奈良県連合会 執行委員長 浦久保幸浩氏と同書記長 藤野九一氏らの強い思いと働きかけがありました。この間のいきさつについて、同連合会事務所でおふたりに伺いました。

きっかけは新聞記事

2018年の6月、奈良県トラック協会が、駐車規制の見直しを奈良県警察本部に要望したという新聞記事を見て、協会を訪問。2020年の8月には交通心理学を専門としておられる蓮花一己学長（当時）を座長として「駐車問題に関する意見交換会」の場を設けていただくことになりました。トラック協会や、県警の方との話し合いのなかで、我々トラックドライバーが安心安全に仕事を行うことが奈良県に暮らす方にとってもメリットがあることを再認識しました。その後、市議会議員の方の協力も得て、仲川げん奈良市長を訪ね、西大寺駅周辺整備事業の施工計画を行っている奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所を訪問し「荷捌き場」の設置に伴う意見交換を行いました。同事務

所の方には、スペースが限られた場所で設置が確定するまで内部の調整に尽力していただきました。

荷捌き場はロータリーのスペースをうまく活用し、バックをせずに入出りできる場所で「頭から進入して、頭から出られるのがありがたい」と藤野さ

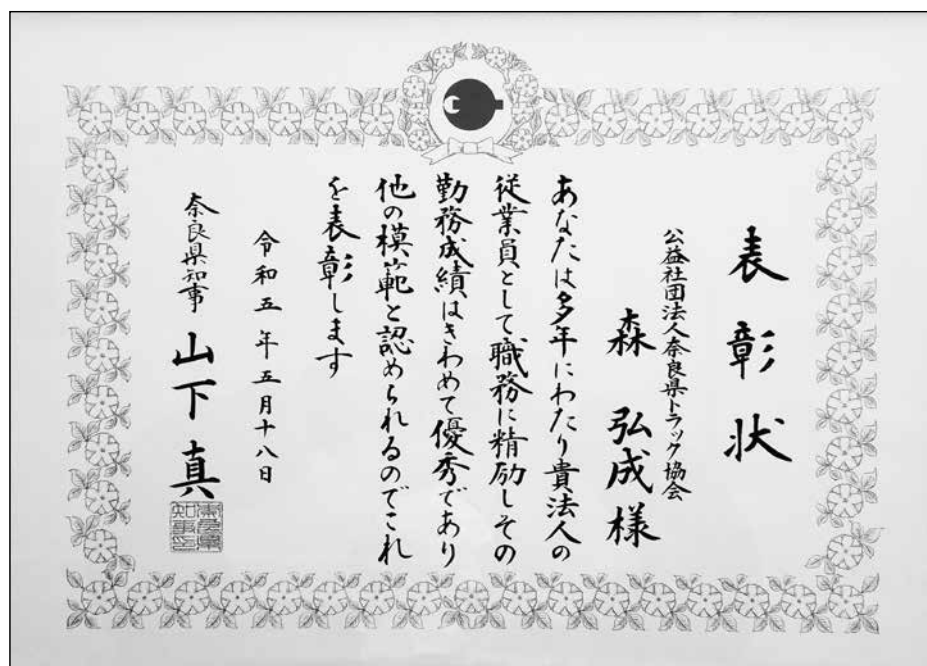
ん。「一般的な停車は5分以内と定められていますが、近年の高齢化により、荷物を部屋の奥まで運ばないといけないケースなどで時間が超過することもある」と浦久保さん。まだまだ課題は多く、今後も駅周辺などに確保したいと意気込みを語りました。



▲大和西大寺駅北側の荷捌き場

山下 真 奈良県知事から優良従業員表彰受賞

当協会の森 弘成 氏が5月18日、職務に精励し勤務成績が優秀であると認められ、知事賞を受賞しました。



奈良労働局からのお知らせ

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point
③**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point
④**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**
(令和6年4月以降)

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

厚生労働省からのお知らせ

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成
令和4年6月1日 改訂

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）

- （1）道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
- （2）飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
- （3）労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- （4）ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

2. 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）

- （1）勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する（年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある）。
 - ・勤務中（休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。）における飲酒を禁止する。
- （2）飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規定の制定・改正等）

3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）

- （1）管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
- （2）運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
- （3）飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処理を講じる。
（内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html

4. 厳正な点呼の実施（運行管理者等）

- （1）出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、（5）による措置をとる。
- （2）対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させ、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合）にあって

は、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

（3）点呼内容を充実・強化する。

- ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
- ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
- ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。

（4）点呼の執行体制を強化する。

- ・運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
- ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。

（5）酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

5. アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）

（1）アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。

（2）アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。

（3）アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。

① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）

ア）アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ）アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）

ア）確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

イ）洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

（4）アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

6. 情報提供および理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。



公益社団法人
全日本トラック協会

軽油価格調査集計表(2023年4月)

令和5年5月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2023年4月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	120.78	110.97	120.72

2023年4月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	117.50	111.26	124.15
出光昭和シェル	128.38	111.43	116.50
キグナス		110.10	
コスモ	119.07	109.70	118.40
その他	124.21	111.92	119.72

2023年4月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	121.91	111.30	122.85
30～50キロリットル未満	118.00	109.67	114.91
50～100キロリットル未満	115.58	112.43	130.00
100キロリットル以上	119.55	109.33	111.70

2023年4月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	119.29	109.63	113.73
30～60日未満	121.23	111.06	121.82
60日以上		114.08	

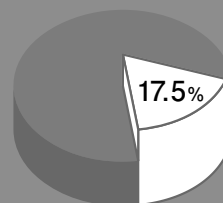
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2022年12月	128.32	110.71	121.19
2023年1月	123.27	109.84	120.35
2023年2月	123.85	108.76	119.41
2023年3月	124.09	110.41	121.51
2023年4月	120.78	110.97	120.72

※消費税抜きの価格となります。

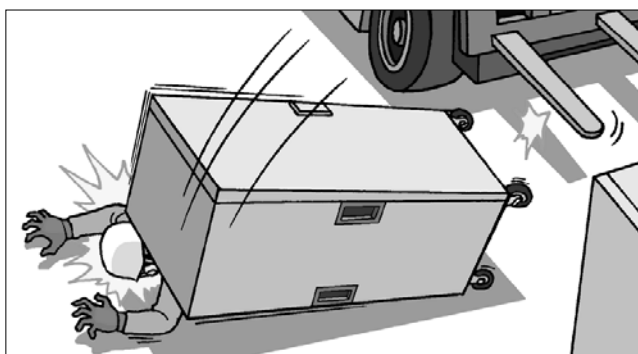
重大な労働災害を防ぐためには

3 フォークリフト
使用時における
死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例

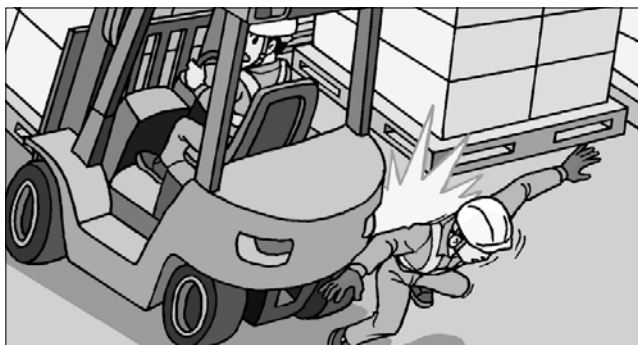
1

フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が
コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）

オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例

2

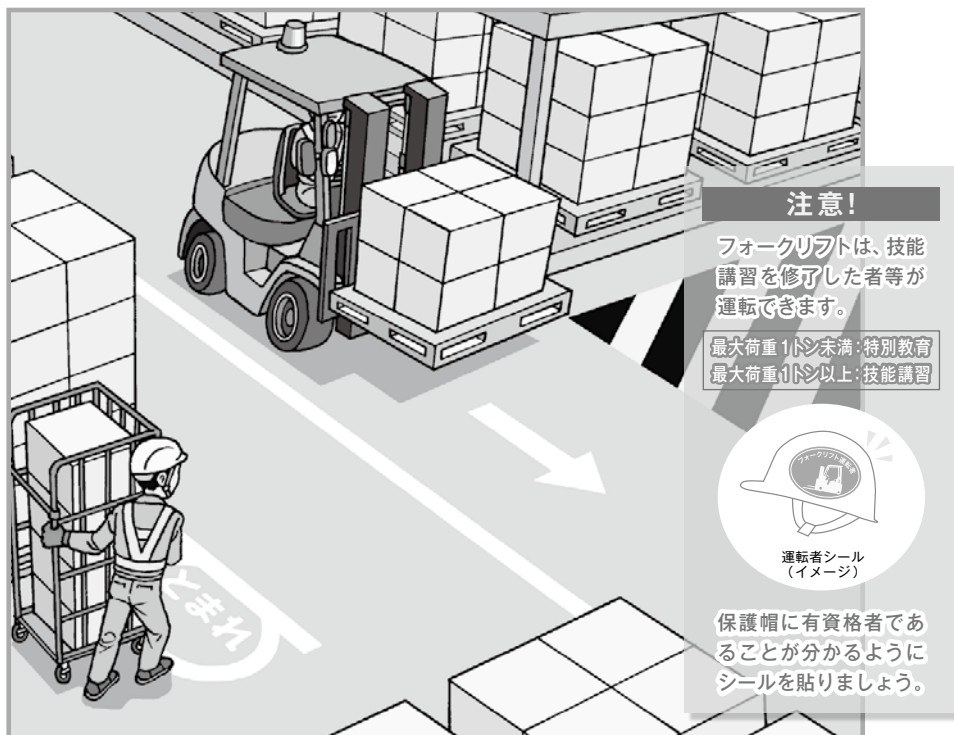
歩行者立入禁止エリアにいた被災者が
フォークリフトと接触（死亡災害）

コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないようにしましょう

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	土		令和5年度Gマーク申請受付(～14日)	
6	木	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
8	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
9	日	13:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
11	火	13:30～	第1回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
15	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
16	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
21	金	13:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
22	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
23	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
27	木	13:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	土		奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館
6	日	13:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
8	火	13:30～	トラックドライバー競技会	奈良県トラック会館
18	金	13:30～	改正労働安全衛生規則等説明会	奈良県トラック会館



トラックの構造上の特性

III 積載と運転

2 積み方の基本

■積付け位置

トラックの操縦安定性は走行中の積荷の力が荷台の中心に働くものとして設計されていますので、積荷全体の重心の位置が、前後方向、左右方向ともに荷台の中心になるよう積みつけるのが理想的です。

また、積荷の重心が高いと走行中に左右の揺れが

ひどくなり、走行が不安定になったり荷崩れしやすくなりますから、積付けの段階から前後左右均等に、できるだけ低くなるように配慮します。荷台の一個所にまとめて高く積み上げるのではなく、床面全体を使用して均等に積むようにします。

■積付け位置が悪いとうなる

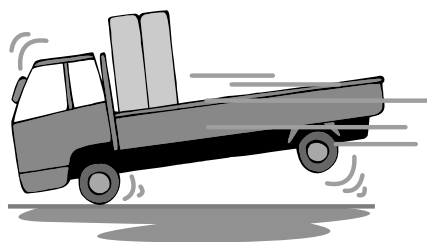
●左右に偏った積載の場合

カーブ走行、右左折、傾斜路面走行時に横転する危険性がある。



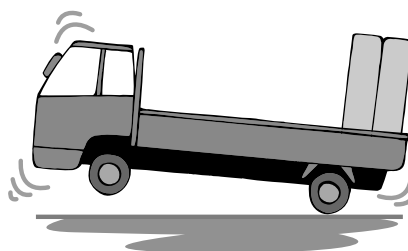
●前に偏った積載の場合

降坂時や急ブレーキをかけたときに、制動力不足のおそれがある。



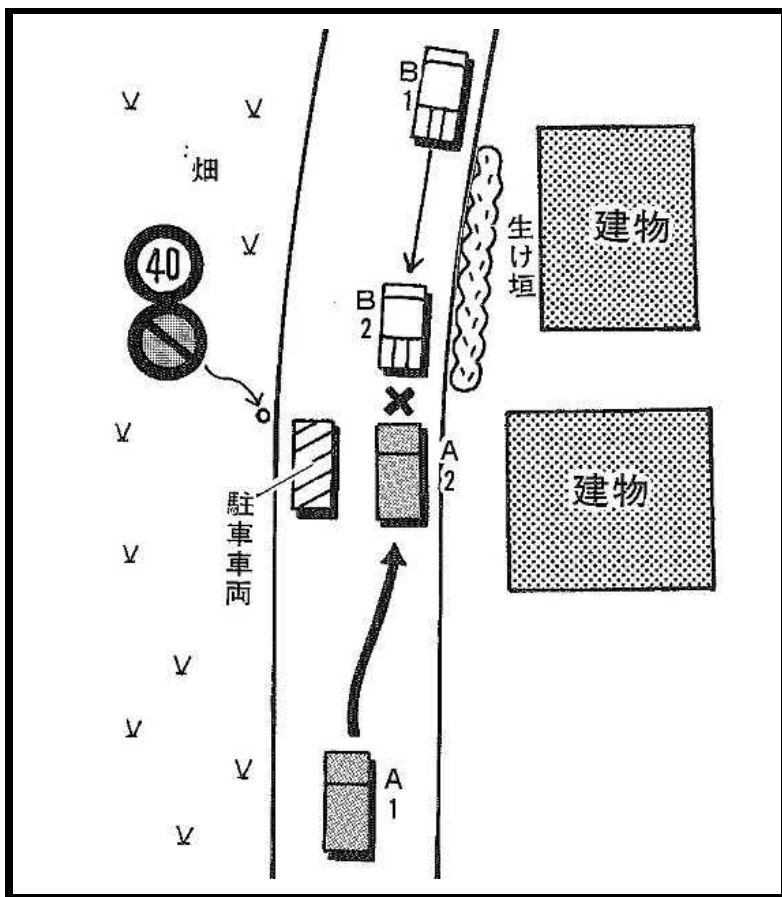
●後部に偏った積載の場合

ハンドルが不安定になったり、発進時や登坂走行時、踏切通過時に、あたまが持ち上がってしまうことがある。



事業用自動車事故事例 No.95

(一般貨物) 駐車車両を避けようと軽貨物車が対向車と正面衝突



事故類型：正面衝突
発生日時：昼間
当事者A：軽貨物車
60歳代
男性
当事者B：普通乗用車
30歳代
男性

■ 事故の概要

Aは助手席に妻を同乗させて、交通の閑散とした緩やかな右カーブの、幅員6mの道路を時速約30kmで走行していました。事故を起こさないから、家が近くだからなどの理由で、Aも同乗者もシートベルトを着用していませんでした。

道路左側に駐車車両を確認し、その右側を通り抜けようと進路を変更したところ、時速約50kmで対向してきたB車を発見し、急ブレーキをかけたが間に合わず、正面衝突しました。

■ 事故から学ぶ

Aは事故当時、交通量が少ないため、駐車車両を避けて走行することだけを考えていたので、対向車の発見が遅れてしまいました。駐車車両を避けて道路中央に出るときは、つねに対向車や歩行者がいるかもしれないという危険を予測し、徐行または一時停止をするなどをして、前方の安全を確認しましょう。

Bも危険を予測しながら、十分な減速を怠ったため、衝突を回避できませんでした。センターラインを越えてきそうな対向車がうかがえるときは、後続車の状況や、路肩、側溝などの状況を確認したうえで、速度を落として回避行動を準備するとともに、警音器を鳴らすなどをして、対向車に注意喚起をしましょう。

さらに、走行距離が短くて通い慣れた道であっても、必ずシートベルトを着用しましょう。

適正化事業・巡回指導報告書(令和5年5月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年5月実施状況		令和5年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
7件	7件	4月	17件	8月	件	12月	件	24件
		5月	7件	9月	件	1月	件	
		6月	件	10月	件	2月	件	
		7月	件	11月	件	3月	件	

令和5年5月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					6	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					6	0	0.0%
		3. 自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。					6	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					6	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					6	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					6	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					6	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					6	1	16.7%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					1	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					6	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					6	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					6	2	33.3%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					6	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					6	1	16.7%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					6	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					7	2	28.6%
		6. 過積載による運送を行っていないか。			☆		6	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					6	0	0.0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					6	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。			☆		6	1	16.7%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					0	0	0.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					6	0	0.0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					4	1	25.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					4	1	25.0%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					6	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					6	0	0.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					6	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					6	1	16.7%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					2	1	50.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					7	0	0.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					6	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					6	2	33.3%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					6	1	16.7%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					6	1	16.7%
VII. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					6	0	0.0%
指導件数合計							205	15	7.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

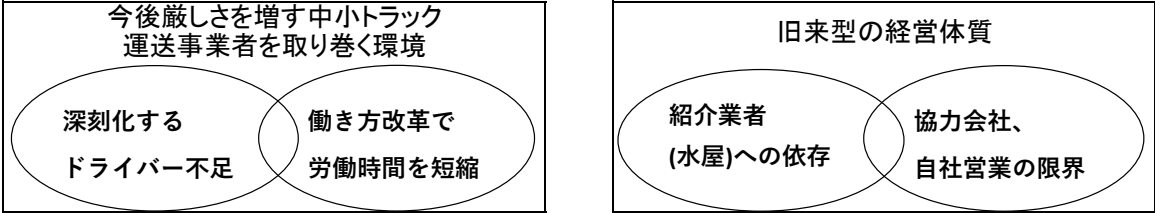
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4(1)件	1件	件	1件	件	件	6(1)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	1件	1件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4(1)件	1件	件	1件	件	1件	7(1)件

() は会員外の件数です

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

- 導入効果** 安定的な輸送力の確保のために
 - ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
 - ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完
- 導入効果** 安心のネットワーク取引のために
 - ・明確な運賃
 - ・回収不安なし
- 導入効果** 輸送効率化のために
 - ・配車業務のシステム化
 - ・配車担当者のスキル向上
 - ・書面化による輸送トラブル解消
- 導入効果** 輸送効率化のために
 - ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
 - ・帰り荷確保(実車率アップ)
 - ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	4月	5月
軽油	118円	117円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	4月	5月
軽油	116円	115円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
1L = 81～84円(令和5年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

優秀運転者顕章候補者のご推薦について

会 員 各 位

(公社) 奈良県トラック協会
会長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優秀運転者顕章候補者のご推薦について

優秀運転者顕章（金・銀十字章）に該当する表彰候補者のご推薦をお願い致します。顕章は（公社）全日本トラック協会長名で贈呈するもので下記の贈呈基準等で行います。

推薦書は、「無事故・無違反証明書」の写しと共にFAXで、令和5年7月20日（木）までに奈ト協事務局宛（FAX番号 0743-23-1212）に送付して下さい。

記

1 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者。

(1) 金十字章 満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として15年以上とする)

(2) 銀十字章 満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として7年以上とする)

推薦書は別添様式を必ずご使用下さい。(不足の場合はコピーして下さい。)

*無事故・無違反期間については開始年月日から令和5年5月末日まで、何年とご記入下さい。

*無事故・無違反期間については、別添「早見表」(参考)をご覧下さい。

2 自動車安全運転センターが、令和5年5月末日以降に発行した「無事故無違反証明書」(写し)の添付をお願いします。

以上

(本件担当 山村)

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会
会 長 殿

住 所
事 業 所 名 ㊟

優 秀 運 転 者 顕 章 候 補 者 推 薦 書

標記について下記の通り推薦いたします。

記

章 の 種 類	金・銀 十字章 (いずれかに○)
候 補 者 の 氏 名 生 年 月 日	ふりがな 昭和・平成 年 月 日生
無 事 故 無 違 反 期 間	自 年 月 日 至 令和 5年 5月 末日 年
過去の受章歴	有 無 (いずれかに○) 有の場合・・・平成 年 () 十字章

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和5年度）

無事故・無違反開始年月日					基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
平成	4年	6月2日	～	平成 5年 6月1日	令和5年5月末	30年	金十字章
	5年	6月2日	～	6年 6月1日		29年	
	6年	6月2日	～	7年 6月1日		28年	
	7年	6月2日	～	8年 6月1日		27年	
	8年	6月2日	～	9年 6月1日		26年	
	9年	6月2日	～	10年 6月1日		25年	
	10年	6月2日	～	11年 6月1日		24年	
	11年	6月2日	～	12年 6月1日		23年	
	12年	6月2日	～	13年 6月1日		22年	
	13年	6月2日	～	14年 6月1日		21年	
	14年	6月2日	～	15年 6月1日		20年	
	15年	6月2日	～	16年 6月1日	令和5年5月末	19年	銀十字章
	16年	6月2日	～	17年 6月1日		18年	
	17年	6月2日	～	18年 6月1日		17年	
	18年	6月2日	～	19年 6月1日		16年	
	19年	6月2日	～	20年 6月1日		15年	
	20年	6月2日	～	21年 6月1日		14年	
	21年	6月2日	～	22年 6月1日		13年	
	22年	6月2日	～	23年 6月1日		12年	
	23年	6月2日	～	24年 6月1日		11年	
	24年	6月2日	～	25年 6月1日		10年	

トラックドライバー競技会出場選手募集について

トラックドライバー競技会出場選手を募集いたします。

出場を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、協会へお申し込みください。

参加申込者については、下記の通り、学科試験による選考を行います。

記

1. 日 時
令和5年8月8日(火) 13時30分～ (学科試験)
15時00分～ (全国大会出場選手説明会)
2. 場 所
奈良県トラック会館 2階
(大和郡山市額田部北町981-6)
3. 部 門
4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門
4. 応募資格
 - (1) 当協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、参加申込日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、無違反であること。
 - (2) 過去に全国トラックドライバー競技会の各部門で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は出場することができない。
 - (3) 重複して他部門に出場することはできない。
 - (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名とする。
 - (5) 無資格者並びに当協会へ参加申込を行った日から全国大会の競技当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の参加は取り消すものとする。
5. 参加申込書郵送先
〒639-1037
大和郡山市額田部北町981-6
公益社団法人奈良県トラック協会 担当:岸本

※申込締切は、7月28日(金)必着とさせていただきます。

全国大会実施要綱については、協会HP(<https://narata.or.jp/>)をご覧ください。

トラックドライバー競技会 参加申込書

申込年月日 令和5年 月 日

(公社)奈良県トラック協会 会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

担当者名

電話番号 ()

標記競技会の参加を希望します。(注1)

出場部門 (注2)	4トン部門	11トン部門
	トレーラ部門	女性部門 ()
氏名	(ふりがな) -----	
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日生 歳	男・女
運転歴	営業用トラック運転歴(通算)	年
【 運 転 免 許 証 貼 付 欄 】 運転免許証の写しを貼り付けてください。 ※カラー、白黒のいずれでも可。		

(注1) 各部門の申込者が複数の場合、学科試験による選考を行います。

(注2) 出場部門を○で選択してください。

女性部門は () 内に車両クラス(最大積載量2トン車(ロングボディ)、最大積載量4トン車、最大積載量11トン車、トラクタ・トレーラ)を記入して下さい。

安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）として、10年以上継続して取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所に対して、国土交通省の表彰制度があります。

下記の表彰基準を満たされている事業所は、申請されますようご案内申し上げます。

申請様式は、奈良県トラック協会ホームページのお知らせ欄より、ダウンロード（Wordファイル）ができますのでご利用下さい。

安全性優良事業所表彰基準（概要）

基準日：令和5年4月1日

奈良運輸支局長表彰	近畿運輸局長表彰
(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。	(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。
(2) 表彰日の直前3年間に於いて、奈良運輸支局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (奈良運輸支局管内の他の事業所を含む)	(2) 直近のGマーク認定総合評価点数が90点以上又は、安全性に対する取組の積極性の評価点数が15点以上であること。
(3) 表彰日の直前1年間に於いて、奈良運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (奈良運輸支局管内の他の事業所を含む)	(3) 表彰日の直前3年間に於いて、近畿運輸局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(4) 運転者教育が定期的に実施されていること。 ・安全対策（交通事故防止）会議 ※交通事故防止の内容が含まれているものに限る。 ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等、輸送の安全確保に関する会議、活動など	(4) 表彰日の直前1年間に於いて、近畿運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(5) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。	(5) 定期的な運転者教育の年間計画表やカリキュラムを作成し、2ヶ月に1回程度実施され、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による国の基準以上の運転者教育を実施していること。
(6) Gマーク認定後、荷主からの評価もしくは、安定的な経営を確保した事業所であること又は、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用していること。	(6) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている全車両に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。
	(7) Gマーク認定後、輸送の安全について荷主から表彰や感謝状を受けたことがあるもしくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所又は、Gマーク事業活動を通じて交通事故防止に努めているもしくは、Gマーク事業活動を積極的に行っていることにより、行政、外部機関、トラック協会から輸送の安全に関する表彰を受けていること。
	(8) 奈良運輸支局長表彰を受けていること。

○申請期限：令和5年7月28日（金）迄

（お問い合わせ）

公益社団法人奈良県トラック協会
適正化事業部 森
TEL0743-23-1200

近畿交通共済からのお知らせ

弁護士費用補助規約の適用期間延長

期間延長のご案内

弁護士費用 補助規約

対象期間 令和4年4月1日～令和6年6月30日

対人共済をご契約の車両に
追加掛金なしで自動付帯

対象 >> もらい事故（無過失事故）

1年間
延長
します

補 助 金 額

限度額 **30**万円（税込）

もらい事故によって生じた損害を相手方へ
請求する際に必要な弁護士費用を補助いたします
（当組合から弁護士を紹介できます）

近畿交通共済協同組合



もらい事故でお困りの際は近畿共済にご相談下さい。弁護士についても当組合からご紹介できますのでご安心下さい。

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743—59—1701

近 畿 共 済 安 全 通 信

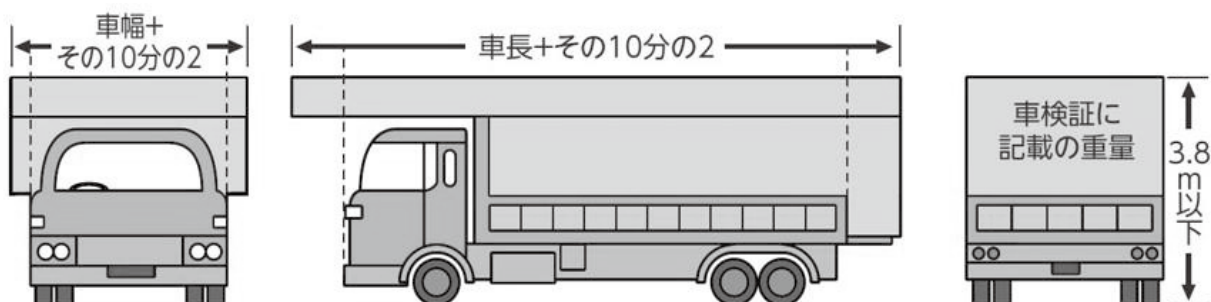
貨物の正しい積載方法



岐阜県の県道にて、大型トレーラーの荷台から約7トンのコンクリートの板が対向車線を走っていた軽乗用車の上に落下し、軽乗用車の運転手が大けがを負う事故が発生しました。

積み付けが適正でないと、走行中に荷崩れを起こす危険があります。偏荷重が生じないような積載方法や、荷崩れが生じないような固縛方法を理解・習得することも大切です。

● 積載物の制限（令和4年5月13日改正）



※公安委員会が特に認めた自動車に限り、高さ制限は4.1m以下とする。

※総排気量660cc以下の普通自動車、および三輪の普通自動車の高さ制限は2.5m以下とする。

高速道路では2時間、一般道路では4時間の走行を目安に固縛状況を点検しましょう！

近 畿 共 済 か ら の お 知 ら せ



令和5年度 交通事故防止作品コンクール

今年度も組合員の皆さまから交通事故の防止を訴える

【標語・体験記・児童画】を募集いたします。

入選作品には、賞状と副賞を贈呈☆

また、児童画及び体験記応募者には近畿共済から記念品を差し上げます！ご応募お待ちしております(^)/

令和5年度 事故防止重点項目

よく見る！

事故原因の多くが確認不足によるものです。運転中は『よく見る👁』

追突・交差点事故の根絶

追突事故、交差点事故は重大事故に繋がりがやすい事故です。

追突事故を防止するために、しっかりと前方を注視しましょう。

交差点付近では、歩行者・自転車・バイクに注意し、確実な安全確認を！



★eラーニングサービスを開始しました！詳しくは近畿共済HPまで！

近 畿 共 済 安 全 通 信

雨天時の安全走行のポイント



今年も梅雨の季節がやってきました。雨天時は、晴天・曇天時に比べると事故が多発する傾向にあります。これらの事故のなかには、雨天時の運転に潜む特有の危険が関わっていることが多く、雨天時の運転には、注意すべきポイントをしっかり理解しておく必要があります。

①急ブレーキを使わない運転

濡れた路面での摩擦係数は、乾燥路面の2分の1に低下します。

いざという緊急時に備えて控えめな速度を保ち、普段より長めの車間距離、早めのブレーキングを心がけましょう。

②夜間はライトの光が乱反射しやすい

雨天時の夜間には「グレア現象」が発生しやすくなります。横断歩行者や自転車の有無を目を凝らしてしっかり確認する習慣をつけましょう。

※ グレア現象：対向車と自車のライトが交錯する、
道路中央付近にいる横断歩行者が見えなくなる現象



③ハイドロプレーニング現象

雨天時の高速道路では、タイヤが水の上に乗って滑走し、ブレーキやハンドルが効かなくなります。日頃からタイヤの点検を行うとともに、水たまりの浅い部分を選んで走行しましょう。

特 別 指 導 講 習 会 開 催 ！

大阪・京都地域にて初任運転者対象の
特別指導講習会を開催しました(^^)

5月20日(土) 京都自動車会館 54名
6月10日(土) 大阪府トラック総合会館 33名

ご出席いただき、ありがとうございました。

京都地域



大阪地域



★eラーニングサービスを開始しました！詳しくは近畿共済HPまで！



奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

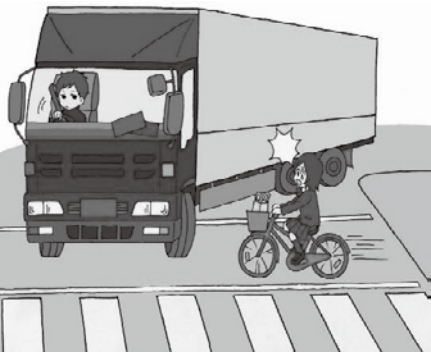
6月15日現在						
区 分	令和5年	令和4年	増減数	備 考		
総件数	17,181 件	16,012 件	1,169 件	1日に約	104 件	
人身事故件数	1,162 件	1,162 件	0 件	1日に	7 件	
死者数	10 人	15 人	-5 人	約17日に	1 人	
負傷者数	1,420 人	1,355 人	65 人	1日に約	9 人	
物損事故件数	16,019 件	14,850 件	1,169 件	1日に約	97 件	

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

6月15日現在			
区 分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	860 件	819 件	41 件
人身事故件数	52 件	62 件	-10 件
死者数	1 人	1 人	0 人
負傷者数	73 人	75 人	-2 人
物損事故件数	808 件	757 件	51 件

(データは概数)



3 道路交通法の一部改正について

本年7月1日から原動機付自転車の中に新たな区分
(電動キックボード等)が追加されます。

※16歳未満は運転禁止

原動機付自転車

免許必要

一般原動機付自転車

法定速度30km/h

従来の原動機付自転車と同じ
交通ルールが適用されます。



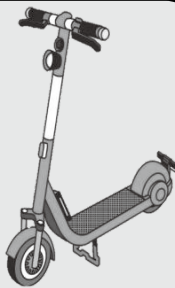
免許不要

特定小型原動機付自転車

- ・車体の大きさは全長190cm、全幅60cm以下であること
- ・最高速度が20km/h以下に設定されているもの
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないこと
- ・原動機が電動であること
- ・AT機構が備わっていること
- ・最高速度表示灯やウインカーなどが備えられていて、保安基準に適合していること
- ・ナンバープレートを取り付けていること
- ・自賠責保険に加入していること
- ・ヘルメットを着用すること(努力義務)

最高速度表示灯が緑に点灯

モード切替



特例特定小型原動機付自転車

- ・最高速度が6km/h以下に設定されているもの
- ・最高速度表示灯が緑に点滅していること

詳細については警察庁のサイトをご確認ください。

奈良マラソン実行委員会 来訪

日：令和5年6月19日(月)

場所：奈良県トラック会館

奈良マラソン実行委員会 酒井和雄事務局長が来訪、12月10日（日）に奈良マラソン2023が開催される旨の説明がありました。



▲写真右が酒井 事務局長

トラック奈良 2023 年 7 月 第 351 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルス感染症 5種移行後の対応

基本的な感染防止策

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です